平成27年11月2日管理者決裁

(設置)

第1条 道央廃棄物処理組合が新たに建設する焼却施設の建設候補地(以下「建設候補地」という。)を選定するため、道央廃棄物処理組合焼却施設建設候補地3次選定評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 評価委員会は、建設候補地の選定に係る3次選定の評価項目に従い選考を行い、その結果を道央廃棄物処理組合管理者(以下「管理者」という。)に報告する。

(組織)

- 第3条 評価委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、別表第1に掲げる職にあるものとし、管理者が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により、選出する。
- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、評価委員会の議決により、公開しないことができる。
- 5 会議の傍聴に関する手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 委員長は、職員に会議録を作成させ、保存するものとする。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、選定の過程で知り得た事実及び情報を、他人に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(委員の報酬)

- 第8条 委員が会議に出席したときは、報償として出席1回につき3,000円を支払う。 (事務局)
- 第9条 評価委員会の運営に必要な事務を行うため事務局を置く。
- 2 事務局は、道央廃棄物処理組合が所掌する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。
- 附 則 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

別表1 (第3条関係)

道央廃棄物処理組合焼却施設建設候補地3次選定評価委員会委員

	委員
1	千 歳 市 副 市 長
2	北広島市副市長
3	南幌町副町長
4	由 仁 町 副 町 長
5	長 沼 町 副 町 長
6	栗 山 町 副 町 長
7	千歳市市民環境部長
8	北広島市市民環境部長
9	南幌町住民課長
10	由仁町住民課長
11	長沼町税務住民課長
12	栗山町環境政策課長
13	焼却施設建設候補地選定評価項目等検討会議委員長
14	焼却施設建設候補地選定評価項目等検討会議副委員長
15	道央廃棄物処理組合事務局長